

2018年7月27日

関係各位

「誓約書」へのご署名について（お願い）

独立行政法人国際協力機構
国際協力人材部長

拝啓 平素より当機構の事業につきまして多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の当機構の用務に係る渡航に際し、公用旅券の取扱いについては、下記の点に十分ご留意いただくと共に別紙「誓約書」へのご署名についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

公用旅券は、国の用務のために海外に渡航する人に対し外務省から特別に発給される旅券で、世界に通用する「身分証明書」です。所有権は国にあり用務終了後は速やかに国に返納する義務があります。皆様には所持人として公用旅券を適正に管理する責任があり、当機構は公用旅券発給依頼者として公用旅券を所持する関係者に対し適正に管理・指導する責任を負います。

旅券に関する適正管理義務を果たしていない事態が発生した場合を「旅券事故」といいます。公用旅券に関する不適正な事案として、1 紛失・盗難、2 汚損・毀損、3 記載事項変更への未対応、4 二重携行等が該当します。

日本の旅券（公用、一般を問わず）は、その信用度が高く、ビザなしで渡航できる国が多いことから、不法出入国や犯罪で使われる可能性が高い為、当機構は公用旅券の適正管理の徹底と再発防止の強化に継続的に取り組まなければなりません。

関係者の皆様には何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上

誓約書

(西暦) 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力人材部長 殿

派遣国 _____

派遣期間 _____

氏 名 _____

(自 署) _____

私は、この度（職員、専門家等、ボランティア、調査団員）として公用旅券の管理に関して、次のことを誓約いたします。

1. 公用旅券が日本国の用務のために特別に発給され、所有権が国にあること、及び世界に通用する「身分証明書」であることを十分に認識し、どのような状況でも決して油断せず、注意を怠らず公用旅券を厳重かつ適正に使用、管理します。
2. 公用旅券を紛失することのないよう、下記「旅券紛失事故防止6ヶ条」を確実に遵守します。公用旅券を紛失した場合は、在外事務所もしくは国際協力人材部派遣管理センターまたは青年海外協力隊事務局に速やかに報告いたします。
(旅券紛失事故防止6ヶ条)
 - (1) 携行時は肌身離さず。(パスポートホルダー等を使用する。)
 - (2) 他の貴重品と一緒にしない。
 - (3) 使用後は、施錠可能な金庫等にしまった事を確認する。
 - (4) 不要時は携行しない。
 - (5) 家族の旅券にも気を配る。
 - (6) 旅行中は気が緩みがち。特に注意する。
3. 公用旅券の記載事項（氏名・戸籍）に変更が生ずる（又は生じた）場合には、在外事務所もしくは国際協力人材部派遣管理センターまたは青年海外協力隊事務局に速やかに報告いたします。
4. 公用旅券を使用する時は、汚損・毀損に留意し、大切に扱います。
5. 一般旅券との二重携行はいたしません。
6. 本邦に帰国後、または貴機構の用務が終了したときは速やかに返納いたします。

以 上